

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部③ (紐差第1・紐差第2・紐差第3・紐差第4・迎紐差・深川・朶の原・大石脇・石原田・草積)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日(第1回) 令和6年10月28日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地と基盤整備地があり、耕作条件に差はあるものの、土地改良区・中山間直接支払交付金事業の取り組み組織・多面的機能活動組織により、現時点では耕作者を概ね確保できており、農地の耕作・維持管理がなされている。しかし、農業者の高齢化や担い手不足などにより、法面や水路、農道等の維持管理が過重な負担となっており、組織活動の維持及び将来における農業者の確保は厳しい状況にある。また、防護柵の設置などにより、有害鳥獣被害対策を講じているが、イノシシに加え、タヌキやカモなどによる農作物の被害も深刻化し、耕作意欲低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、基盤整備により優良農地が広がっており、水稻を中心に飼料作物や施設園芸、一部小麦の作付けもされている。これらの農業を維持継続、さらには拡大していくため、地域内の認定農業者を中心に農地の集積・集約化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。また、土地改良区や中山間直接支払交付金事業の取り組み組織及び多面的機能活動組織と一体となって農地を利用していく体制を構築し、農業所得の向上及び農業経営の安定化を図るため、複合経営やスマート化、高収益作物栽培への転換等を進める他、付加価値の高い多様な取り組みを奨励しつつ、後継者の確保と農地の保全を図っていく。ただし、耕作条件が厳しい農地については、里山化や植林等の検討も必要と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	299.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	233.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、中山間直接支払交付金事業及び多面的活動交付金事業の対象農地、土地改良区の優良農地、農地中間管理事業推進協議会の取組範囲の農用地があるため、大きく範囲を設定している。保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地においては、過去に地域集積に取り組み、中央土地改良区で約92ha、馬込土地改良区で約26haを機構に貸付けている。今後も推進協議会と連携し、主に基盤整備地区を中心に農地中間管理機構を活用した農地利用を継続・推進し、農業者の経営状況に応じて段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備がなされている地区は、多面的機能支払交付金事業活動組織を活用し、農道や水路、ため池等の資源の長寿命化に取り組む。 また、事業完了後から30年以上が経過しているため、既存整備地の改修や改良、未整備地区での新規の取り組みを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者などの農業を担う者を確保していくため、JAや県、市と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託について、現在は個人所有のドローン等による農薬散布など利用しており、今後、増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討する必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置など有害鳥獣対策を行う。
③ドローン等を活用し、農作業の省力化を図る。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。